

しやかいしほんそうごうせいびけいかく

社会資本総合整備計画

ちいきじゅうたくけいかくきたあきたしちいき

(地域住宅計画(北秋田市地域))

きたあきたし

北秋田市

平成23年2月

社会資本総合整備計画(地域住宅計画)

計画の名称	北秋田市地域
-------	--------

都道府県名	秋田県	作成主体名	北秋田市
-------	-----	-------	------

計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 27 年度
------	---------------------

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

北秋田市は、秋田県の北中央部に位置し、人口約3万7千人、世帯数約1万3千世帯の地域である。(平成22年10月末現在)面積は県内2位の広さを持ち、面積の半分以上が特別豪雪地帯として指定されている。

北秋田市の住宅事情は、平成17年の国勢調査によると、所有関係では、持ち家約1万1千世帯、借家約2千世帯となり、持ち家率は常に80%を超えている。借家は昭和60年以降増加傾向を示していたが、平成17年には減少している。

少子高齢化の進展により、平成22年度では県内市で高齢化率1位となる状況にあり、住宅政策としては、多様なニーズに対応した質の高い居住サービスの提供、既存ストックの向上や活用、さらには良好な住環境の確保に取り組みながら、北秋田市ならではの住まいづくりを進めている。

2. 課題

○高齢化が全国を上回るスピードで進展し、少子化の進行も著しく、人口の減少傾向が続いている状況にあって、高齢者に配慮した住宅が不足している。

○全国的に比べても、持ち家志向が高く、その規模は比較的大きく、居住水準も改善される方向にあるが、質的水準の低い住宅も多数存在し、また更新時期を迎えた住宅が増加している。

3. 計画の目標

『豊かな自然 安心住まい 新たな交流が生まれるまち』

- ・北秋田の活力を呼び戻すための住まいづくり
- ・市民のライフスタイル等に対応した住まいづくり
- ・市民の誰もが安全で安心できる住まいづくり
- ・市民の誰もが快適に暮らせる住環境づくり

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基 準 年 度	目 標 値	目 標 年 度
公営住宅等のバリアフリー化の割合	%	公営住宅等の高齢者等のための設備がある割合	21%	H23	40%	H27
住宅の耐震化率の割合	%	市内における耐震性が確保された住宅の割合 (北秋田市耐震改修促進計画より)	63%	H20	72%	H27

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

○公営住宅ストック総合改善事業

少子高齢化が急速に進展している現状において、公営住宅等のストックを有効に活用しながらバリアフリー化を進め、高齢者、障がい者に配慮した住宅の供給を図ることによって誰もが安全で安心して暮らせる居住環境を整備する。

(2) 提案事業の概要

○良質な住宅ストックの形成を目指すため耐震診断を促進し、市民の誰もが安全で安心できる住まいづくり

6. 目標を達成するために必要な事業等に関する経費等

全体事業費	合計 (A+B+C)	46	A (うち A1-B)	46 (1)	B	0	C	0	効果促進事業費の割合 ((A1-B)+C)/(A+B+C)	2.17%
-------	---------------	----	----------------	-----------	---	---	---	---	----------------------------------	-------

A 基幹事業

A1-A: 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)

番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	実施期間					全体事業費 (百万円)	備考
								H23	H24	H25	H26	H27		
1	住宅	一般	北秋田市	直接	北秋田市	公営住宅等ストック総合改善事業	3 団地 118 戸						44	
2	住宅	一般	北秋田市	直接	北秋田市	公的賃貸住宅家賃低廉化事業	2 団地						1	
小 計												45		

A1-B: 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)

番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	実施期間					全体事業費 (百万円)	備考
								H23	H24	H25	H26	H27		
1	住宅	一般	北秋田市	間接	民間	木造住宅耐震診断支援事業	25 戸						1	
小 計												1		
合 計												46		

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

--

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法 12 条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

(参考図面)

